

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	七尾市(代表)・中能登町

七尾鹿島鳥獣被害防止計画

<連絡先>

七尾市

担当部署名 七尾市産業部農林水産課
所在地 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地
電話番号 0767-53-8422
FAX 番号 0767-52-7765
メールアドレス nourin@city.nanao.lg.jp

中能登町

担当部署名 中能登町農林課
所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地
電話番号 0767-72-3922
FAX 番号 0767-72-3929
メールアドレス nourin@town.nakanoto.ishikawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ニホンザル、ニホンジカ、 中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	七尾市・中能登町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、そば	被害面積 2.119ha 被害金額 2,046千円
ツキノワグマ	果樹・林業	被害なし
カラス	農作物全般	被害なし
ニホンザル	野菜・果樹等	被害なし
ニホンジカ	農作物全般	被害なし
中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）	農作物全般	ハクビシン：家庭菜園で被害あり ハクビシン以外：被害なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

7月から10月にかけて水稻の食害や踏み倒し、11月から翌年3月までは圃場や畦畔、水路などの生産基盤への被害が発生している。

また、昼夜問わず道路や住居近くに出没し、車両との接触事故も確認されている。

【ツキノワグマ】

農作物や人的被害は確認されないものの山間集落での目撃情報があるため、今後も農作物被害や住民への人身被害が懸念されることから被害防止に努める。

【カラス】

銃器による有害鳥獣駆除を実施されているため農作物被害は確認されていないが、住民から糞害等の苦情があるため、ワナによる駆除も実施し被害防止に努める。

【ニホンザル、ニホンジカ】

目撃情報はあるが被害は発生していない。

【中獣類（ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ）】

ハクビシンは家庭菜園の被害が発生しているほか、家屋への住み着きなどで住民からの通報が確認されているため、今後も農作物被害の防止に努める。また、ハクビシン以外は目撃情報はあるが、被害は発生していない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
	被害面積 [被害金額]	被害面積 [被害金額]
イノシシ	2.119ha [2,046千円]	1.480ha [1,430千円]
ツキノワグマ	- ha [- 千円]	- ha [- 千円]
カラス	- ha [- 千円]	- ha [- 千円]
ニホンザル	- ha [- 千円]	- ha [- 千円]
ニホンジカ	- ha [- 千円]	- ha [- 千円]
中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）	- ha [- 千円]	- ha [- 千円]

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>○猟友会、市町及び協議会が連携した有害鳥獣の捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の設置（イノシシ） <ul style="list-style-type: none"> H21(5基) H22(17基) H23(25基) H24(16基) H25(4基) H26(10基) H27(19基) H28(7基) H29(11基) H30(19基) R1 (9基) R2 (7基) R3 (4基) R4 (2基) 計 155基 ・銃器による捕獲（カラス） <ul style="list-style-type: none"> 【七尾市】 <ul style="list-style-type: none"> R1 (1羽) R2 (6羽) R3 (4羽) R4 (4羽) 【中能登町】 <ul style="list-style-type: none"> R4 (11羽) <p>○ツキノワグマ及びニホンジカの個体数調整の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整による捕獲 <p>○市町の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊への捕獲奨励金 ・狩猟免許取得費補助 ・檻購入補助 ・狩猟免許更新事業補助 <p>○捕獲鳥獣の処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲した個体は埋設、自家消費、焼却施設及び獣肉処理施設へ搬入 	<p>○イノシシの活動範囲の広がりにより被害農地が拡大している。</p> <p>○捕獲数の減少傾向</p> <p>○イノシシ肉の利活用が少ない。</p> <p>○住民からカラスの糞害等の苦情があるため、銃器による駆除を実施しているが効果が薄い。</p> <p>○ツキノワグマの目撃情報は確認されているため、檻を設置しているが捕獲されていない。</p> <p>○ツキノワグマは生息数が少なく、行動の予測が難しい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○電気柵整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵整備距離 <ul style="list-style-type: none"> H22(5km) H23(21km) H24(131km) H25(76km) H26(66km) H27(19km) H28(40km) H29(74km) H30(97km) R1 (81km) R2 (81km) R3 (83km) R4 (8km) 計 782km <p>○新たに電気柵を設置した集落に対し、設置・管理講習会を開催している。</p>	<p>○イノシシの活動範囲の広がりにより電気柵未設置の農地に被害が及んでいる。</p>

生息環境管理その他の取組	<p>○鳥獣被害報告があった現場確認の際、藪の刈り払い、木の伐採時に放任果樹があった場合はその伐採を指導する。</p> <p>○広報紙やラジオ及びケーブルテレビ等で、野生鳥獣の寄り付きにくい環境管理の啓発を行っている。</p>	<p>○被害地域以外の集落も環境整備に取り組んでもらうため、様々な媒体による広報活動を通じて啓発の推進を図る。</p>
--------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ】

- ・補助者講習会による捕獲補助者の確保（イノシシ）
- ・鳥獣を捕獲する担い手の確保
- ・被害防止研修会による捕獲隊員の育成（ニホンジカ）
- ・定期的なパトロールによる生息状況と出没状況の把握と情報共有
- ・生態と被害防止技術の普及啓発
- ・「箱ワナ」での捕獲による農作物及び人身被害防止（イノシシ・ニホンジカ）
- ・捕獲に伴う研修（ツキノワグマ）

【カラス】

- ・定期的なパトロールによる生息及び出没状況の把握と情報共有
- ・銃器・ワナでの捕獲の強化

【ニホンザル】

- ・定期的なパトロールによる生息及び出没状況の把握と情報共有
- ・出没地域への注意喚起
- ・ワナによる捕獲

【中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ）】

- ・定期的なパトロールによる生息及び出没状況の把握と情報共有
- ・被害防止の啓発
- ・ワナによる捕獲

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・市町で編成された有害鳥獣捕獲隊により実施する ・猟友会及び市町と連携を密にし、捕獲隊員の確保と捕獲技術向上に努める ・特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマ及びニホンジカの個体数調整捕獲に努める
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ カラス 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者養成講習会に参加した集落営農者は、補助者として有害捕獲に積極的に取り組むよう普及啓発を行う。 ・猟友会及び市町で合同による研修会等を開催することで、集落の被害防止に対する意識が高揚し、狩猟免許取得者の確保につなげる。 ・住民からカラスの糞害等の苦情があるため銃器及びワナによる駆除を実施し生息数の減少を図る。また、カラスの生息場所を把握に取り組む。
6年度	イノシシ カラス 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者が有害捕獲に携わった経験を契機に、狩猟免許の取得及び猟友会への加入を推進し、捕獲隊員の増員を図り集落内の捕獲活動の体制を強化する。 ・猟友会及び市町で合同による研修会等を開催することで、集落の被害防止に対する意識が高揚し、狩猟免許取得者の確保につなげる。 ・カラスの生息場所を踏まえ、常設となるワナを設置する。

7年度	イノシシ カラス 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内で捕獲隊員及び補助者を確保していくことで体制が強化され、安定した捕獲活動につなげる。 ・ 猟友会及び市町で合同による研修会等を開催することで、集落の被害防止に対する意識が高揚し、狩猟免許取得者の確保につなげる。 ・ カラスの常設ワナにより、効果的な捕獲に取り組む。
-----	--------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 令和2年度から豚熱（CSF）の影響によりイノシシの個体数は減少傾向であるが、令和3年度の527頭、令和4年度は11月末で702頭有害捕獲されており、すでに前年比33%ほど捕獲数が増えつつあるため、個体数が増加傾向に転じたと思われることから、最終年度の捕獲計画数を1,200頭とする。</p> <p>【カラス】 山間部から市街地にかけて広範囲に渡り出没しているため、従来の銃器による駆除方法では難しい面がある。効率的に効果的な捕獲するため、ワナによる捕獲を行うことから、最終年度の捕獲計画数を200羽とする。</p> <p>【ハクビシン】 ハクビシンによる被害は家庭菜園及び住宅への進入被害が確認されており、生息数は増加していると考えられるため捕獲計画数をハクビシン100頭とする。</p> <p>【アナグマ、タヌキ】 目撃情報があるが被害は発生していない。しかし、農作物被害の恐れがあることから、捕獲計画数は各100頭とする。</p> <p>【アライグマ、ニホンザル】 目撃情報があるが被害は発生していない。しかし、人的被害の恐れがあることから、捕獲計画頭数を各5頭とする。</p> <p>【ニホンジカ】 山林及び周辺耕地で目撃が報告されているため、水稻の踏み荒らしや食害のほか、人的被害の発生の恐れがあることから、捕獲計画頭数を5頭とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	1,000頭	1,200頭	1,500頭
カラス	100羽	150羽	200羽
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アナグマ タヌキ	100頭	100頭	100頭
アライグマ ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ツキノワグマ	個体数調整 上限頭数	個体数調整 上限頭数	個体数調整 上限頭数
捕獲等の取組内容			
農作物の被害は季節により異なるため、有害捕獲を実施するにあたり、効率的に効果的な捕獲するために猟具（箱ワナ・銃器）を使い分ける。			

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容	
イノシシ	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市、中能登町全域
カラス	捕獲手段	箱ワナ、銃器
	捕獲実施 予定時期	箱ワナ：通年とする。 銃器：被害が集中する春季から夏季を基本とする。 ただし、被害被害が発生した場合は捕獲を許可する。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域

ハクビシン アライグマ	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域
アナグマ タヌキ	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域
アライグマ ニホンザル	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域
ニホンジカ	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域
ツキノワグマ	捕獲手段	箱ワナ
	捕獲実施 予定時期	通年とする。
	捕獲場所	七尾市及び中能登町全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
七尾市・中能登町	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	電気柵（2段張） （新規） L=9,700m （再整備） L=2,500m	電気柵（2段張） （新規） L=10,000m （再整備） L=33,600m	電気柵（2段張り） （新規） L=11,000m （再整備） L=80,700m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農者による電気柵の運営・管理 ・ 新たに電気柵を設置する集落に対する設置・管理に関する現地講習会の開催 ・ 集落点検時の電気柵の管理状況の点検及び指導 ・ 広報紙等で侵入防止柵点検の啓発の実施 		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ラジオ及びケーブルテレビ等による、作物残渣及び放任果樹等の除去や緩衝帯の整備による獣害に強い里地里山づくりの啓発 ・ 鳥獣被害の報告があった場合、現場状況を確認し、木の伐採、藪の刈り払い、放任果樹の伐採・早期収穫等の環境整備を指導 ・ 市町及び猟友会と連携し、集落の鳥獣被害防止に対する意識を向上させるため、被害防止対策の研修会を開催
令和6年度		
令和7年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

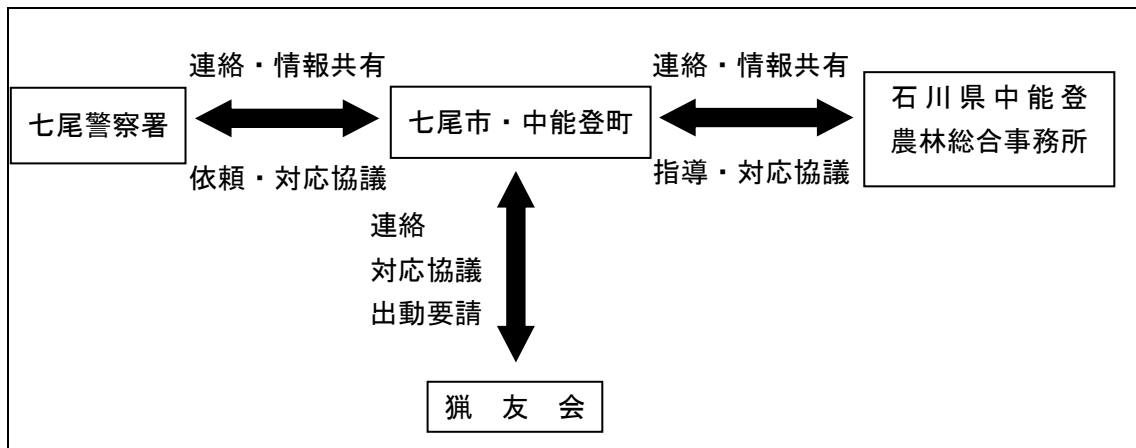
関係機関等の名称	役割
七尾市産業部農林水産課 鳥獣被害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の確認と猟友会等関係機関との連絡調整 ・ 住民の安全確保と情報共有
中能登町農林課	
石川県猟友会七尾鹿島支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲及び巡回、警戒
七尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の共有と捕獲の協力、巡回、警戒
石川県中能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の共有と把握

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は殺処分後山地に放置することなく、関係法令に基づき、適切に埋設・焼却・食肉処理する。また、令和3年度より、七尾市では能登島有害鳥獣処理施設（焼却施設）が稼働しており、当施設を活用し適切に焼却処理を行っている。豚熱（CSF、ASF）等豚に感染する病原体を持っている有害鳥獣を捕獲した場合は、殺処分後は埋設処理とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間及び羽咋市営の獣肉処理加工施設と連携し、ジビエの利用促進を図る。
ペットフード	民間事業者による利用検討について、情報収集を行う。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七尾鹿島鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
七尾市産業部農林水産課鳥獣被害対策室	協議会の運営、連絡調整及び鳥獣被害関連の情報共有
中能登町農林課	協議会の運営、連絡調整及び鳥獣被害関連の情報共有
能登わかば農業協同組合	鳥獣被害関連の情報共有
石川県農業共済組合	鳥獣被害関連の情報共有
石川県猟友会七尾鹿島支部	鳥獣関連の情報共有及び有害鳥獣捕獲の実施
石川県中能登農林総合事務所	鳥獣被害関連の情報共有
石川県鳥獣保護管理員	鳥獣関連の情報共有及び鳥獣の保護に関する業務
七尾警察署	鳥獣被害関連の情報共有

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供
石川県自然環境課	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言を行う。
石川県里山振興室	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町職員により編成する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この他の鳥獣による被害が発生した場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効率的に効果的な被害防止に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲者の高齢化が進む中、捕獲を行う若年層の担い手不足が懸念されることから早急な対応が重要となってくる。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。